亜鉛含有量の暫定排水基準の見直しについて

「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が令和6年 11 月 11 日 に公布され、亜鉛含有量に係る暫定排水基準の見直しの規定について令和6年 12 月 11 日から施行されることとなりました。今回の省令改正は、水質汚濁防止法における亜鉛含有量に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が令和6年 12 月 10 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

1 改正の概要

- (1) 水質汚濁防止法による亜鉛含有量については、平成 18 年 12 月 11 日に一般排水基準を 5 mg/L から 2 mg/L に強化した。
- (2) その際、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場 (10 業種) に対し、5年間の暫定措置として暫定排水基準を設定した。その後、暫定排水 基準の見直しを行い、現在、1業種について暫定排水基準が設定されている。
- (3) 現行の暫定排水基準は、令和6年 12 月 10 日を以て適用期限を迎えることから、当該1業種の暫定排水基準について、環境省において所要の検討を行った結果、引き続き5年間を期限に暫定排水基準を設定することとした。

対象業種:電気めっき業

暫定排水基準: 4 mg/L

適 用 期 間:改正省令施行の日から5年間(令和11年12月10日まで)

2 間い合わせ先

各保健所又は県庁環境・ゼロカーボン推進課

機関名	電話番号
四国中央保健所衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所環境保全課	0897-56-1300
今治保健所環境保全課	0898-23-2500
中予保健所環境保全課	089-909-8759
八幡浜保健所環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所環境保全課	0895-28-6109
県庁環境・ゼロカーボン推進課	089-912-2347